

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開(別紙様式4)

R8年4月

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約業者の氏名及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の 役員の 数	公益法人の場合			備考
										公益法人 の 区分	国所管、 都道府県 所管の区 分	応札・ 応募者数	
令和8年度障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)委託	支出負担行為担当官 長崎労働局総務部長 山下 拓志 長崎県長崎市万才町7-1	令和8年4月1日	社会福祉法人 南高愛隣会 長崎県諫早市福田町357番地15	1310005004798	都道府県が選定した委託先候補法人を本省へ提出し、本省からの内示を受けて初めて委託先法人が決定されるものである。したがって、労働局において委託先法人を公募して競争により決定することができないものであり、契約の性質が競争を許さない場合であるため、会計法第29条の3第4項に基づき随意契約としたもの。	29,271,608	29,271,608	100.0%	-				
令和8年度障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)委託	支出負担行為担当官 長崎労働局総務部長 山下 拓志 長崎県長崎市万才町7-1	令和8年4月1日	社会福祉法人 民生会 長崎県佐世保市光町1-35	8310005003901	都道府県が選定した委託先候補法人を本省へ提出し、本省からの内示を受けて初めて委託先法人が決定されるものである。したがって、労働局において委託先法人を公募して競争により決定することができないものであり、契約の性質が競争を許さない場合であるため、会計法第29条の3第4項に基づき随意契約としたもの。	25,069,134	25,069,134	100.0%	-				
令和8年度障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)委託	支出負担行為担当官 長崎労働局総務部長 山下 拓志 長崎県長崎市万才町7-1	令和8年4月1日	社会福祉法人 ゆうわ会 長崎県長崎市西山4-610	7310005000866	都道府県が選定した委託先候補法人を本省へ提出し、本省からの内示を受けて初めて委託先法人が決定されるものである。したがって、労働局において委託先法人を公募して競争により決定することができないものであり、契約の性質が競争を許さない場合であるため、会計法第29条の3第4項に基づき随意契約としたもの。	23,846,837	23,846,837	100.0%	-				
令和8年度障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)委託	支出負担行為担当官 長崎労働局総務部長 山下 拓志 長崎県長崎市万才町7-1	令和8年4月1日	社会福祉法人 悠久会 長崎県島原市宮の町249-1	6310005005305	都道府県が選定した委託先候補法人を本省へ提出し、本省からの内示を受けて初めて委託先法人が決定されるものである。したがって、労働局において委託先法人を公募して競争により決定することができないものであり、契約の性質が競争を許さない場合であるため、会計法第29条の3第4項に基づき随意契約としたもの。	16,642,019	16,642,019	100.0%	-				
令和8年度障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)委託	支出負担行為担当官 長崎労働局総務部長 山下 拓志 長崎県長崎市万才町7-1	令和8年4月1日	社会福祉法人 さゆり会 長崎県五島市下崎山町699	7310005006822	都道府県が選定した委託先候補法人を本省へ提出し、本省からの内示を受けて初めて委託先法人が決定されるものである。したがって、労働局において委託先法人を公募して競争により決定することができないものであり、契約の性質が競争を許さない場合であるため、会計法第29条の3第4項に基づき随意契約としたもの。	8,505,712	8,505,712	100.0%	-				
令和8年度障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)委託	支出負担行為担当官 長崎労働局総務部長 山下 拓志 長崎県長崎市万才町7-1	令和8年4月1日	社会福祉法人 米寿会 長崎県対馬市美津島町鶏知乙511-3	3310005006768	都道府県が選定した委託先候補法人を本省へ提出し、本省からの内示を受けて初めて委託先法人が決定されるものである。したがって、労働局において委託先法人を公募して競争により決定することができないものであり、契約の性質が競争を許さない場合であるため、会計法第29条の3第4項に基づき随意契約としたもの。	8,459,181	8,459,181	100.0%	-				
令和8年度障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)委託	支出負担行為担当官 長崎労働局総務部長 山下 拓志 長崎県長崎市万才町7-1	令和8年4月1日	特定非営利活動法人あた たかい心 愛知県名古屋市長瑞穂区新 開町24-49	5180005005831	都道府県が選定した委託先候補法人を本省へ提出し、本省からの内示を受けて初めて委託先法人が決定されるものである。したがって、労働局において委託先法人を公募して競争により決定することができないものであり、契約の性質が競争を許さない場合であるため、会計法第29条の3第4項に基づき随意契約としたもの。	7,038,149	7,038,149	100.0%	-				
高齢者活躍人材確保育成事業	支出負担行為担当官 長崎労働局総務部長 山下 拓志 長崎県長崎市万才町7-1	令和8年4月1日	公益社団法人長崎県シル バー人材センター連合会 長崎県長崎市大黒町3-1	4310005007245	高齢者雇用安定法第44条第1項第3号に基づき、シルバー人材センターが地域の高齢退職者に対し、臨時的・短期的・軽易な業務に係る就業を行うにあたり必要な知識及び技能の付与を目的とする技能講習として実施する事業であり、シルバー人材センターが実施主体となる。 現在、各都道府県において知事が指定するシルバー人材センターは、全都道府県とも各都道府県シルバー人材センター連合会が指定されていることから、本事業の委託先として唯一の団体となり契約の目的又は性質が競争を許さない契約。(会計法第29条の3第4項)	30,000,000	30,000,000	100.0%	-	公社	都道府県 所管	1者	
長崎労働局建物賃貸借	支出負担行為担当官 長崎労働局総務部長 山下 拓志 長崎県長崎市万才町7-1	令和8年4月1日	株式会社TBM 東京都港区六本木1-4 -5アークヒルズサウス タワー11階	9240001019949	契約相手方を変更することにより非効率・不経済であることから令和7年度に引き続き契約。(会計法第29条の3第4項)	85,777,296	85,777,296	100.0%					
令和8年度 長崎労働局清掃管理業務委託	支出負担行為担当官 長崎労働局総務部長 山下 拓志 長崎県長崎市万才町7-1	令和8年4月1日	株式会社TBM 東京都港区六本木1-4 -5アークヒルズサウス タワー11階	9240001019949	入居しているビルの契約業者であり、競争を許さない契約。(会計法第29条の3第4項)	4,420,344	4,420,344	100.0%					
ハローワークプラザ長崎建物賃貸借	支出負担行為担当官 長崎労働局総務部長 山下 拓志 長崎県長崎市万才町7-1	令和8年4月1日	長崎つきまち株式会社 長崎県長崎市築町3-18	5310001001416	契約相手方を変更することにより非効率・不経済であることから令和7年度に引き続き契約。(会計法第29条の3第4項)	14,046,396	14,046,396	100.0%					
ハローワーク長崎つきまちセンター、ヤングハローワーク長崎建物賃貸借	支出負担行為担当官 長崎労働局総務部長 山下 拓志 長崎県長崎市万才町7-1	令和8年4月1日	長崎つきまち株式会社 長崎県長崎市築町3-18	5310001001416	契約相手方を変更することにより非効率・不経済であることから令和7年度に引き続き契約。(会計法第29条の3第4項)	11,279,676	11,279,676	100.0%					

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開(別紙様式4)

様式2-4

R8年4月

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約業者の氏名及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
ハローワークプラザ佐世保建物賃貸借	支出負担行為担当官 長崎労働局総務部長 山下 拓志 長崎県長崎市万才町7-1	令和8年4月1日	ながさき西海農業協同組合 長崎県佐世保市吉井町立石12-1	8310005003067	契約相手方を変更することにより非効率・不経済であることから令和7年度に引き続き契約。(会計法第29条の3第4項)	5,148,000	5,148,000	100.0%					
令和8年度 各種システムのソフトウェアサポート及び使用許諾契約並びに保守契約	支出負担行為担当官 長崎労働局総務部長 山下 拓志 長崎県長崎市万才町7-1	令和8年4月1日	コンピュータ・システム株式会社 京都府京都市上京区笹屋町千本西入笹屋4-273-3	5130001002985	業務支援システムに係るソフトウェアの所有権、著作権及び販売権は左記業者にあり、競争を許さない契約。(会計法第29条の3第4項)	5,169,120	5,169,120	100.0%					

※公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。